

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正 ○ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正 （以上県例規集登載） 【公告】 ○ 土地改良区役員の退任届 ○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧 【人事委員会】 ○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 安全運転管理者等講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 指定自動車教習所職員講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査	用度課 " 耕地課 " 人事委員会			
○ 仮免許試験補助事務の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査 ○ 取得時講習の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人等の認定の審査 ○ 高齢者講習、認知機能検査等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査	" " "	担当課（室）		

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

◎岡山県告示第五百五十五号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第一項第八号中「支配人の名簿（」を「当該個人及び支配人の名簿（」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

◎岡山県告示第五百五十六号

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第五条第一項第七号中「支配人の名簿（」を「当該個人及び支配人の名簿（」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

〔四七六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和二年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

高梁川用永土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

花巻 修二

倉敷市白楽町一八二

理事

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

〔四七七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和2年10月23日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

和田水路（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和2年10月23日から同年11月13日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

◎岡山県人事委員会規則第十六号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月二十三日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中美作養護老人ホーム組合の部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第百六十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、安全運転管理者等講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和二年十月二十三日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

安全運転管理者等講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第一号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 安全運転管理者等の講習に関する規程(昭和四十七年岡山県公安委員会規程第三号)に定めるところにより、講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において、管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

ウ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

2 提出期間

令和二年十月二十七日から同年十二月二十四日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。ただし、郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）による場合は、令和二年十二月二十四日必着とする。

3 提出場所

郵便番号七〇〇一八五一二

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通企画課

4 提出方法

3の提出場所へ持参又は郵便等により提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和二年十月二十三日から同年十二月十八日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部交通企画課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所に請求すること（令和二年十二月十四日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇（内線五〇一三）

◎岡山県公安委員会告示第百六十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、指定自動車教習所職員講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和二年十月二十三日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

指定自動車教習所職員講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第九号の規定による指定自動車教習所の職員に対する講習

2 実施場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県運転免許センター

3 委託予定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

(8) 法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所を設置する者又はこれらの者を構成員とする者であること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第四号）に定めるところにより、講習を行うために必要

な人数の講習指導員（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。

- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設及び教材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

ウ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

令和二年十月二十七日から同年十二月二十四日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。ただし、郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）による場合は、令和二年十二月二十四日必着とする。

3 提出場所

郵便番号七〇九―二一九二

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所へ持参又は郵便等により提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和二年十月二十三日から同年十二月十八日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所に請求すること（令和二年十二月十四日までの消

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）

◎岡山県公安委員会告示第百六十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二の規定により、仮免許試験補助事務の委託に関し、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和二年十月二十三日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

仮免許試験補助事務

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第八十九条第一項の規定による免許申請書の受理、法第九十二条第一項に規定する運転免許証の作成及び交付並びに法第九十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項について行う運転免許試験の事務のうち、仮運転免許に係るものの補助に関する事務

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

才 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

ウ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)イに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

令和二年十月二十七日から同年十二月二十四日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。ただし、郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）による場合は、令和二年十二月二十四日必着とする。

4 提出場所

郵便番号七〇九一二一九二

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所へ持参又は郵便等により提出すること。

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和二年十月二十三日から同年十二月十八日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所に請求すること（令和二年十二月十四日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した法人について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類の追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その法人からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）

◎岡山県公安委員会告示第百六十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、取得時講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和二年十月二十三日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務
取得時講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第四号から第八号までに掲げる講習（岡山県運転免許センターにおけるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務（二一の講習のうち、認定を受けようとするものに限る。）の実施に必要な資格、能力等を有するものとして講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習に関する規程（平成六年岡山県公安委員会規程第三号）

イ 第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程（平成十四年岡山

県公安委員会規程第八号)

ウ 原付講習に関する規程（平成四年岡山県公安委員会規程第五号）

- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

オ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）
イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

納の税額がないことに係る証明書)

ウ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う者が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあっては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)イに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

令和二年十月二十七日から同年十二月二十四日まで(岡山県の休日を含める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する岡山県の休日(以下「岡山県の休日」という。)を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。ただし、郵便等(書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。)による場合は、令和二年十二月二十四日必着とする。

4 提出場所

郵便番号七〇九一二九二

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課(岡山県運転免許センター内)

5 提出方法

4の提出場所へ持参又は郵便等により提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和二年十月二十三日から同年十二月十八日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中(岡山県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで(1の配布期間の最終日については、午後四時まで)、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所に請求すること（令和二年十二月十四日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した者について、当該認定の後、七の認定の有効期間内に指定自動車教習所における免許の種類の追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織、設備及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その者からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）

◎岡山県公安委員会告示第百六十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、高齢者講習、認知機能検査等の委託に関し、当該講習及び検査を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

令和二年十月二十三日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

高齢者講習、認知機能検査及び特定任意高齢者講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) 法第百八条の二第一項第十二号の規定による高齢者講習（法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）
- (2) 法第百八条の二第二項の規定による特定任意高齢者講習
- (3) 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一条の四第二項に規定する認知機能検査（法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の法人であること。

- (2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか

を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務の実施に必要な資格、能力等を有するものとして高齢者講習及び特定任意高齢者講習を行うために必要な人数の講習指導員並びに認知機能検査を行うために必要な人数の検査員を本件業務の

履行場所に配置することができること。

ア 特定任意高齢者講習に関する規程(平成十四年岡山県公安委員会規程第九号)
イ 認知機能検査の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第一号)

ウ 高齢者講習の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第二号)

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する講習指導員及び検査員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者(申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。)に限る。)

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員若しくは検査員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

ウ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等
2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)イに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

令和二年十月二十七日から同年十二月二十四日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。ただし、郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）による場合は、令和二年十二月二十四日必着とする。

4 提出場所

郵便番号七〇九―二一九二

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所へ持参又は郵便等により提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和二年十月二十三日から同年十二月十八日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

令和2年10月23日 岡山県公報 第12238号

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>
(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四４の場所に請求すること（令和二年十二月十四日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から令和四年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）